

組合回覧

飯田市の森林所有者・飯田市民のみなさまへ



令和7年度『森林に関する相談会』の開催について

平素より飯田市の森林・林業行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
今年度の『森林に関する相談会』(ご予約制)を下記の日程で行います。森林所有者の方から森林に関する各種相談を個別にお受けしますので、この機会にご検討ください。

記

1 日 程

相談日時／対象目安地区／会場 (午前の部)		相談日時／対象目安地区／会場 (午後の部)	
2月17日(火) 9:00~12:00	下久堅公民館(小会議室)	2月17日(火) 14:00~18:00	千代公民館(小会議室)
2月18日(水) 9:00~12:00	飯伊森林組合本所 1階会議室	2月18日(水) 14:00~18:00	飯伊森林組合本所 1階会議室
2月19日(木) 10:00~14:00	飯伊森林組合 東部(南信濃)支所		
2月20日(金) 9:00~12:00	飯伊森林組合 中部(桐林)支所	2月20日(金) 14:00~18:00	山本公民館(研修室)

2 時 間

午前の部：9時～12時（最終受付時間は：11時30分）

※2月19日の森林組合東部支所は10時開始

午後の部：14時～18時（最終受付時間：17時30分）

3 対 象 飯田市の森林所有者、財産区関係者、森林に興味関心のある方
※相談対象の地区は定めません、ご都合の良い会場でご予約下さい

4 予約について ※詳しくは本紙裏面をご確認ください

☎相談時間はお一人(一組)様30分を予定しています。事前にお電話での予約をお願いします(予約方法は裏面)

☎予約時には以下の内容をお聞かせください

- ・お名前、ご住所、お電話番号(必ずつながる連絡先)
- ・ご希望の相談日時と会場
- ・ご相談内容(具体的に)
- ・森林の地番(お持ちの山林情報)

裏面：申し込み案内

お問い合わせ先

飯田市役所林務課里山保全係 電話 24-4567(直通)



被災地支援の募金を届けました【詳細は3面】

11月15日～12月14日

かわらんべ講座

詳細はコチラに掲載しています



クリスマスリース作り

12/6

午前
52名

午後
60名

地域の自然の材料でリースを作りました
緑の針葉樹に草木の葉や実を工夫して飾りつけ
今年も力作ぞろい 色鮮やかで個性も豊か



午前参加のみなさん



材料は地域の植物



リース本体が鮮やか



午後参加のみなさん



手づくりとは思えない完成度



完成してみんな笑顔

和紙で凧づくり

12/13

65名

紙と竹で凧を作って
河川敷で凧あげして
冬の遊びを楽しみました



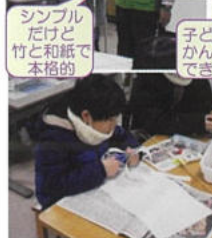
シンプル
だけど
竹と和紙で
本格的



子どもでも
かんたんに
できました



凧がなかった
けど走れば
あがる!



昔ながらの
冬のあそび
を楽しみました



凧あげルール
を守って
安全な場所
であげてね

ダイコン抜きと漬物

11/22

74名

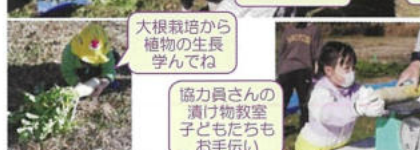
収穫した大根の長さや重さをくらべ、楽しく収穫しました
大根を使っての漬け物の作り方も習いました



大根栽培から
植物の生長
学んでね



自慢の大根で
記念撮影



協力員さんの
漬物教室
子どもたち
お手伝い!



重さくらべ
の計量です
2キロの大根
が一等賞



これ長さくらべ
の結果です
見える化
しました

土星の「わ」が一直線

11/15

42名

土星の「わ」が水平になって線のように見えるめずらしい天体ショー



みんなで流域治水 ※3面で紹介

体験 ひなん所生活

災害時の避難所での生活を模擬体験



32名

いっしょに川づくり ※2面で紹介

ザザムシをふやそう

川の生きものすみかづくり



27名

ウォーキング

11/20

13名

天龍峡大橋「そらさんぽ」を歩きました



絵手紙

12/4

15名

画題はクリスマス



冬の野鳥観察

12/13

9名

冬の野鳥について詳しく教えてもらいました



広報 天竜峡だより

飯田警察署
0265-22-0110
天竜峡駐在所
0265-27-2040
作成 小林厚司

110番の正しい利用について

『ためらわず 正しく使う 110番』



「110番」は、緊急の事件や事故が発生した際、その被害者や目撃者等から、いち早く通報を受け、負傷者の救護や犯人検挙などの警察活動を迅速、的確に行うための緊急通報用電話です。

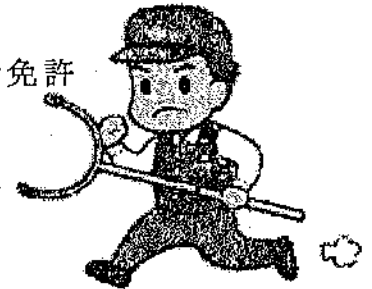
県内での通報は、全て長野市の長野県警察本部通信指令課につながります。

地域の安全・安心を守るため、110番の正しい利用をお願いします。

● 緊急ではない110番通報はしない

いたずら電話のような「不要」の電話、相談や落とし物や免許等の各種照会、問合せといった「不急」の電話は110番通報全体の24.1パーセントを占めています。

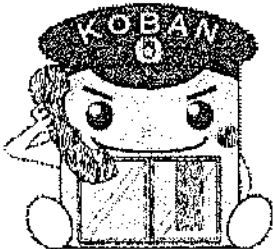
このような緊急ではない110番通報は、真に緊急を要する事件・事故への対応を妨げる原因になります。



● 「110番」通報のポイント

110番通報をする場合、落ち着いて警察官の質問に答えて下さい。

- ① 何がありましたか？→ 交通事故、泥棒、けんか など
- ② 場所はどこですか？→ 市町村名・番地、目標物（交差点名、銀行、学校、病院、コンビニ）など
- ③ いつのことですか？→ 「たった今」「〇分位前」 など
- ④ 犯人は？→ 犯人の人数、性別、年齢、身長、体格、服装、車種やナンバー・色、逃走方向 など
- ⑤ 今どうなっていますか？→ けが人の様子、被害状況 など
- ⑥ あなたの住所、氏名 など



防災とボランティアの日 毎年1月17日(阪神淡路大震災発生日)

防災とボランティア週間 平成8年1月15日(木)～1月21日(水)

既に準備している方も食料品や医薬品の期限を再確認し食料は最低3日分用意を！

食 料 関 係	飲料水(1人1日3リットルが目安)、ビスケット・乾パン、缶詰・レトルト・インスタント食品
医 療 用 品	常備薬・傷薬等、ティッシュペーパー(ガーゼ・包帯等)、トイレトペーパー類
費 重 品	現金(小銭)、預金通帳・印鑑、運転免許証・健康保険証
衣 類 等	軍手・帽子、雨具、マスク、ヘルメット(あれば便利)
そ の 他	ラジオ、懐中電灯、タオル、筆記具・メモ帳、ビニール・ゴミ袋、笛、マッチ・ライター、缶切り・ナイフ、ろうそく、ウェットティッシュ、ポリタンク、ロープ、電池、モバイルバッテリー等



田・畑を農地として利用し続けるために

耕作や維持管理がされなくなった農地は病害虫の発生やごみの不法投棄を招くおそれがあり、周辺の営農環境や生活環境への影響が懸念されます。また、長い間使われていなかった農地を元の状態に戻すには手間と費用を要します。遊休化させず農地として利用し続けるための取組を紹介します。くわしくは各担当にお問い合わせください。

●作物を栽培する

大豆・そばの栽培(お問合せ先/農業振興センター)

比較的手がかからない大豆(つぶほまれ)・そばの栽培を推奨しています。大豆の種子代購入、大豆の播種や大豆・そばの刈り取りに係るコンバイン利用を補助します。

農地再生・活用支援事業(お問合せ先/農業振興センター)

耕作されていない農地を借りて栽培を始める場合に、伐採・伐根や耕起等の経費のほか種苗代・肥料代など栽培に係る経費を補助します。

●農作業の一部を代わってもらう

農作業代行サービスの紹介(お問合せ先/農業振興センター)

水田作業、農薬散布、草刈り・伐採などの作業を代行する事業者を紹介します。

●農地を売りたい・貸したい

農地相談(お問合せ先/農業委員会事務局)

農地の売買や貸し借りほか、農地に関する相談を受け付けます。各地区の相談日は広報いいたや農業委員会のホームページなどでお知らせします。

農地バンク(お問合せ先/農業課 農村振興係)

貸したい農地の情報を飯田市ホームページ「飯田市農地バンク」に掲載し、借り手を募集します。

大豆の刈り取り作業



これらの支援をまとめた
「農業者向け支援ガイド」は
こちら→



農業振興センターウェブサイト
<https://iida-nougyou.com/2944/>
※冊子は農業振興センターにあります

お問合せ先

飯田市農業振興センター または 飯田市農業課農村振興係 ☎0265-21-3217
飯田市農業委員会事務局 ☎0265-21-3219



発行

一般財団法人長野県交通安全協会
長野県交通安全活動推進センター
〒381-2224
長野市川中島町原704-2
TEL 長野026(292)9750
FAX 長野026(293)3769

ホームページアドレス <https://ankyounaganoken.com>Eメールアドレス ankyounaganoken@bi.wakwak.com

令和8年 新年のごあいさつ

一般財団法人
長野県交通安全協会
会長

藤澤 秀敬



明けましておめでとうございます。

県民・会員の皆様方には、ご家族とともに穏やかな新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

平素、交通安全のために県下各地域においてご尽力をいただいております役員の皆様方に、心より感謝と御礼を申し上げます。

近年、私達を取り巻く様々な犯罪や自然災害の脅威が多様化し、中でも交通事故は私達の日常生活において、最も身近な危険であり脅威となっております。また、少子高齢化による高齢化率の上昇が進む中、高齢化社会への対応も大きな課題のひとつであります。

このような状況の中、悲惨な交通事故を1件でも多く減らすためには、運転者・歩行者を問わず県民一人ひとりが互いを思いやる気持ちを持って、交通ルールと正しい交通マナーを更に実践していくことが何より大切であります。

交通事故の防止は、関係行政機関・団体及び県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であります。

長野県交通安全協会は、令和8年におきましても、交通事故のない「安全で快適な交通社会」を実現するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本とし、

- 高齢者の交通事故防止
- 通学路・生活道路等の安全確保と歩行者保護の徹底
- 自転車の安全利用の徹底
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 飲酒運転等の根絶

を活動の重点として、長野県や長野県警察のご指導をいただきながら関係機関・団体、各地区交通安全協会と緊密な連携を図り、交通安全諸対策に取り組んで参る所存であります。

皆様方には、交通安全協会が取り組んでおります交通安全活動に対し、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、今年一年が皆様方にとりまして、明るく健やかな年となりますようご祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

長野県交通安全運動推進本部
本部長

長野県知事

阿部 守一



明けましておめでとうございます。

旧年中、県民の皆様には、県政の推進に対し格別の御支援と御協力を賜り、誠にありがとうございました。

貴協会におかれましては、それぞれの地域で交通事故防止対策等に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年9月、私は全国知事会の会長に就任いたしました。15年に及ぶ長野県での歩みや40年余にわたり地方自治の現場で培ってきた経験を礎に、「現場から、日本を動かす」との信念のもと、全国の知事の皆様と力を合わせ、明るい未来を切り拓いてまいります。

本県におきましても、県民の皆様との「共感」と「対話」を大切にしながら、引き続き魅力ある長野県を目指し、政策を進めてまいります。

さて、県では、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づいた県政運営を進めています。交通安全対策では「県民生活の安全の確保」としまして、交通事故死者の抑止を目標に掲げております。私たちにあって身近な危険である交通事故の防止に向け、地域の皆様と協働して、県民一人ひとりの命を守る交通安全活動を推進してまいります。

また、本年4月には、改正道路交通法の施行により、自転車の交通違反に対し交通反則通告制度が適用されます。自転車は便利で身近な乗り物として、県内でも通勤・通学・買い物等、様々な場面で幅広く利用されています。県では関係機関と連携し、様々な媒体を活用した広報や啓発活動により、高校生をはじめ幅広い年齢層に対して、法改正の周知や交通ルール遵守の取組を一層進めてまいります。

交通事故のない安全・安心な長野県を実現するため、引き続き皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

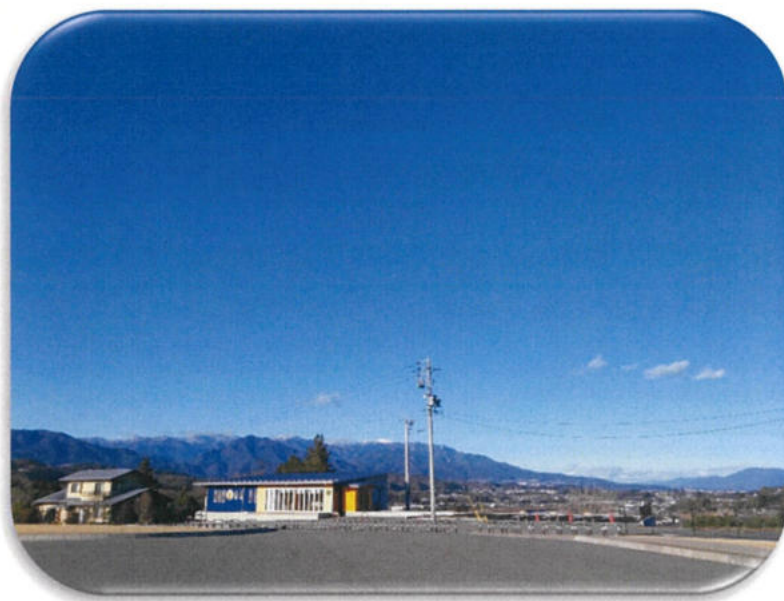
結びに、本年が皆様方にとりまして、活気あふれる良き年となりますことを心から祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

2026

グラント オーズン



- ・ 開店日 **2026 年 1 月 10 日** ・ 時間 **10 : 00 ~ 18 : 00**
- ・ 場所 飯田市川路 5283-2 (天竜峡パーキング北側)
- ・ 電話 0265-49-8008



さろんまめだに便り

三穂宅老所さろんまめだに

TEL 48-6510

発行責任者 代田久美子



お天気の良い日は、城山の紅葉や龍江の彼岸花を見に出掛けました。



敬老会は職員のダンスや玉すだれで楽しんで頂きました。



絶品まめだに五平餅です！皆さん大喜びでした。

運動会、パン釣りや玉入れラッキーロープで盛り上がりました。



秋には大勢のボランティアさんが来て下さいました。愛合唱団の皆さん、4年生の皆さん、橋爪さんありがとうございました。

ながのけん 暮らし 得 情報 冬号 marutoku

内容

- 後払い決済サービスをご利用時の注意点
- 高齢者が巻き込まれる消費者トラブル
- 電源プラグ・電源コード・コンセントの事故に気をつけましょう
- 増える「特殊詐欺」の被害
- 長野県からのお知らせ

後払い決済サービスをご利用時の注意点

～商品が届いた後に支払えるからといって安心せず、契約条件を十分に確認しましょう～

インターネット通販における便利な決済手段として「後払い決済サービス（クレジットカード等を用いず、2か月以内での後払いができるサービス）」が利用されています。

代表的なものに「コンビニ後払い」があります。

定期購入でもよく利用されていて、近年はさらに利用できる業種、場面が広がっています。

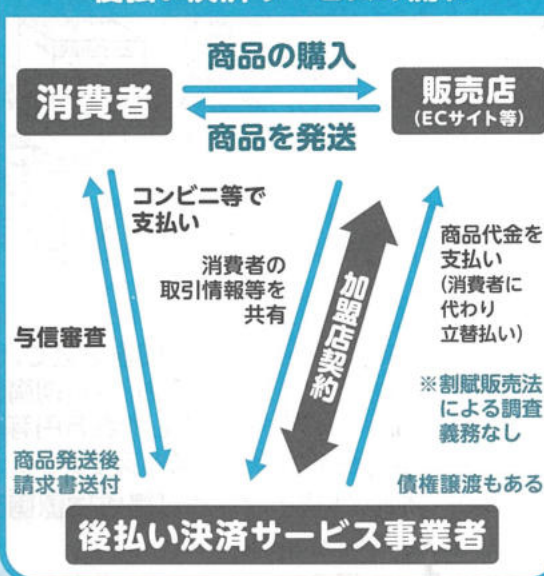
後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことができることに加え、クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用することに大きなメリットがあります。

その反面、後払い決済サービスでは、割賦販売法の規制を受けないため、販売店の調査義務がなく、クレジットカード会社などが加盟店契約しないような、問題のある販売店でも利用できるようになっています。

「届いた後に払えるから安心」せず、契約前には表示や料金、契約条件などをしっかり確認し、契約するか慎重に検討しましょう。

なお、未払いを放置すると、信用情報にキズがつき、コンビニ後払いサービスを使えなくなる場合があります。

後払い決済サービスの流れ



トラブルにあわないためには？

- 申し込む前に、料金や契約条件を確認！
- 申し込み時の最終確認画面はスクリーンショットをとる



申し込む前に確認する5つの

POINT



チェック！

① 料金詳細

「お試し価格」「特別価格」には、解約したときの差額請求、購入必要回数などの条件が、どこかに記載されていないか。支払総額はいくらか、定期購入かどうかを確認する。

② 契約期間

契約継続期間が決められていたり、解約可能時期に制限はないか。

③ 購入回数

1回だけの購入が可能か、それとも複数回の購入が義務づけられていないか。

④ 返品・解約方法

解約や返品は可能か。返品の際の送料負担者は誰か。連絡方法は、電話、メールいずれか。

⑤ 定期解約条件

継続購入が条件の場合、解約できる時期、解約方法は明確に記載されているか。

(出典：日本後払い決済サービス協会HP)

アンケート
ご協力をお願い

今後の紙面作成の参考のため、
アンケートに御回答願います。

くらしまる得情報 (令和7年冬号)
読者アンケート▶

